感染症対応の基本フロー

医療機関において、感染症(疑いを含む)が発生した場合は、所在地を管轄する保健所に報告し、必要に応じて、確定検査、疫学調査、保健指導など、感染拡大防止に必要な対応を講じる体制を平常時から構築している。

【感染症発生時の対応の流れ】

医療機関

(診断、保健所への報告)



- ・医療機関から保健所に感染症発生の報告
- ・保健所から医療機関に内容確認

都民の健康に重大な影響を及ぼす感染症(疑い)発生時には、都が直接保健所を支援しながら対応

保健所(特別区23所・保健所設置市(八王子市・町田市)・都6所)

(感染拡大防止のための疫学調査・保健指導等)



- ・保健所から都に報告
- ・必要に応じて都から保健所に、対応について支援

東京都

(保健所の支援、国等との総合調整、感染症の検査、感染症危機管理)



- ・都から国に感染症発生を報告
- ・国から都・保健所に全国の動向や最新の知見等提供

国(厚生労働省・国立感染症研究所)

(自治体への技術的助言、一類感染症等の検査、感染症危機管理)